のれんの
会計処理について

公認会計士　阿部　博

ディスクレーマー

この文章は、私個人の意見や見解を表したものであり、特定の団体や組織の公式な意見を代表するものではありません。情報の正確性や完全性については保証をしておらず、参考情報としてご利用いただくことを目的としています。内容についての責任を負いかねますので、ご了承の上でご覧ください。

また、この資料内で言及されている情報については、その内容についての責任を持たず、外部の情報源によるものですので、信頼性や有用性については各自でご確認ください。

この資料に記載されている意見は、作成日時点のものであり、将来的には変更される可能性があります。

（1）のれんの非償却を導入する会計基準について

①償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。

②非償却とすることについて何が問題と考えられるか。

③償却することについて何が問題と考えられるか。

（2）IFRS会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。また、日本基準を改正する場合と比較した際のコスト差についてどのように考えるか。

（3）償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。

（4）支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。

①のれん償却費を販管費から営業外費用又は特別損失とする。

②（販売費及び一般管理費に計上したうえで）のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。

③ IFRS第18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(MPM) に相当する指標を開示する。

主な会計基準は以下のような経緯となっている。

- 歴史的な経緯としては、過去、多くの国でのれんは規則的償却の立場を取っていたが、現在非償却で毎期減損テストを多くの国で採用している。
- 米国基準では40年以内の規則償却が従前要求されていたが、2001年からのれん非償却で毎期減損テストの実施が要求されている（但し、定量的な検討をする前に定性的な要因でスクリーニングすることが認められている）。
- IFRS会計基準は2004年からのれん非償却で毎期減損テストの実施を要求している。なお、IFRS会計基準は割引前キャッシュフローを減損テストで考慮しない1ステップアプローチ。
- 日本基準は、20年以内の規則的償却で、減損の兆候がある場合に減損テストの実施が要求されている。また、減損テストについては割引前キャッシュフローを減損テストで考慮する2ステップアプローチ。
- 日本基準にて、非償却を導入する場合、会計監査人としては、資本市場の信頼性を確保し、質の高い監査の提供にコミットする観点からは、現状の日本の実務を踏まえて慎重に検討することが必要と考える。

（1）のれんの非償却を導入する会計基準について

①償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。

（1）①償却と非償却の選択制について

- 償却と非償却の選択制は企業間の比較可能性を損なう可能性がある。
- 選択後、継続して適用することを前提としても、企業による恣意的な選択となる可能性がある。

（1）のれんの非償却を導入する会計基準について

②非償却とすることについて何が問題と考えられるか。

（1）②非償却とする場合の問題点について

- 減損モデルは、のれんの減損損失のタイミングが遅延したり、また減損測定金額に不確実性が残るとの構造的な欠陥を有している。理由として、のれんの減損テストに要する下記のような見積要素が大きいことが影響している。

  -公正価値等をDCF法で算定する際の事業計画、成長率や割引率など

- 企業側については、特に未公開企業含めた新興企業は、大企業と比べて、内部管理体制の整備が遅れていることが多く、適切な減損テストを実施することが出来ないことが想定される。内部管理体制が遅れている要因として以下の要素がある。

  -管理人材の数が少なく経験も不足する傾向がある（人材面の課題）

  -企業買収時やのれん減損テスト時において適切な外部の専門家が関与しないケースも多い（コスト面の課題）

  -新規ビジネスなどに取り組むことが多く、公正価値測定等を行うにあたって不確実性が高く困難なことも多い（情報面の課題）

- 監査人側においても、内部管理体制が弱い新興企業が減損テストを実施する場合、監査人として十分に質の高い監査を行うためには、十分な知識や経験、さらには事業価値評価の専門家を監査の中で利用することも必要と考える。この点で、過去においてIFRS会計基準監査などを通じて減損テストにおける公正価値等に十分な知見を蓄積できていない監査法人が減損テストに係る監査を行うことは、課題があることが想定される。

- 現在IFRS会計基準などと比較して日本基準における減損に係る注記情報が十分でないと考えるため、IFRS会計基準と同等の注記情報を日本基準においても開示することが必要と考える（回収可能価額の算定基礎や減損することとした場合の感応度分析の開示など）。

- さらに、IFRS会計基準は割引前キャッシュフローを減損テストで考慮しない1ステップアプローチなど日本基準より厳格な減損テストが実施されている点、その他減損テスト時における将来キャッシュフロー見積期間など複数の差異があることも認識のうえで準備する必要がある。

（1）のれんの非償却を導入する会計基準について

③償却することについて何が問題と考えられるか。

（2）IFRS会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。また、日本基準を改正する場合と比較した際のコスト差についてどのように考えるか。

（1）③償却する場合の問題点について

- 産業界から、日本においてM＆Aが進まない大きな理由として買収後ののれん規則償却が負担になっていると意見が出ている。
- 産業界から、IFRS会計基準適用企業と比較すると、日本基準適用企業は、買収後営業利益や当期利益への影響が生じるため国内企業によるM＆Aが進んでいないとの意見が出ている。特に、日本基準適用企業は、純資産が過少となっている企業のM＆Aの場合にはM＆Aを躊躇し、買収時の価格提示についても消極的になっているとの意見も出ている。

（2）IFRS会計基準適用による非償却の採用について

- IFRS会計基準適用企業においては、既に日本でも、のれんの非償却と減損テストを監査する実務は定着しており、会計監査人としては監査可能である。
- IFRS会計基準を導入するに際して、導入コストや検討期間及び準備工数を要することが、特にスタートアップを含む中堅企業には負担になっており、導入が進んでいないとの指摘も産業界では存在する。
- しかし、IFRS会計基準の導入期間を通じて減損テストも含めた内部管理体制の強化を図ることを鑑みれば、拙速な非償却と減損テストの導入は、日本の資本市場の信頼性を損なうことに繋がると考えられる。IFRS会計基準と同水準の厳格な減損テストや注記情報の開示の必要性も含めて、しっかりとした議論を行うことが必要である。

（3）償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。

（4）支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。

①のれん償却費を販管費から営業外費用又は特別損失とする。

②（販売費及び一般管理費に計上したうえで）のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。

③ IFRS第18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」（MPM）に相当する指標を開示する。

（3）会計監査人の立場としては、計上区分の変更の改正についてはコメントする立場にはないと考えている。

（4）償却費の計上区分の変更等

- **①償却費を営業外費用又は特別損失に計上区分を変更することは、国際的に日本の財務諸表の理解をより困難にすることに繋がる可能性がある。**
- **償却費を営業外費用や特別損失で計上する会計理論的な根拠も乏しい。**
- **②や③については適切な定義をしたうえで、定義の説明を開示することと合わせて検討することが必要と考える。**

2025年10月7日
公認会計士　阿部　博